

平成29年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	24	府省庁名	農林水産省
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> <u>事業税</u> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業投資促進税制）の拡充（農業者関係）		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象 農業者等が機械等を取得した場合に、税額控除（7%）又は特別償却（30%）（上乗せ措置については、税額控除（10%）又は即時償却）の選択適用を認めるもの</p> <p>・ 特例措置の内容 通常措置及び上乗せ措置の対象設備に器具備品と建物附属設備を追加し、上乗せ措置について、「中小企業等経営強化法」に基づく措置へと見直した上で、適用期限を2年間延長する。</p>		
関係条文	地方税法第23条第1項第3号、同法第72条の23第1項、同法第292条第1項第3号		
減収見込額	<p>[初年度] ▲5,979 （ ▲15,065 ） [平年度] ▲5,979 （ ▲15,065 ）</p> <p>[改正増減収額] — （単位：百万円）</p>		
要望理由	<p>（1）政策目的 中小規模の農業者がほぼ全体である農業では、生産性の向上等により経営体質を強化していくことが必要不可欠。また、農業は、地域経済においても基礎的かつ中心的な役割を担っており、食品産業や観光業等を含めた地域経済の活性化のためにも、生産性の向上等により農業経営の体質強化を図ることが必要不可欠。 このため、生産性の向上に資する高性能な農業機械等の導入（機械化等投資）を加速し、農業における継続的な生産性向上及び経営改善・強化を通じて、農業者の経営安定及び農産物の安定供給を確保することが目的。</p> <p>（2）施策の必要性 本特例措置は、高性能な農業機械等に対する投資を行う意欲と能力のある農業者を広く支援し、農業の生産性向上等を通じた農業者の経営安定及び農産物の安定供給に必要不可欠。 農業者は中小規模の農業者がほぼ全体であり、財務基盤や投資体力が脆弱であるため、機械化等投資による生産性向上を図る意欲と能力を有していても、取り巻く経営環境が厳しい状況にある中で、十分な資金を充当できず、当該投資が遅れがち。 このため、中小規模の農業者が、農業機械等の導入を円滑に進め、農業生産性の向上を図るには、投資インセンティブとして農業機械等の取得に伴う初期投資の負担軽減を図る本特例措置が必要不可欠。 また、熊本地震や東日本大震災からの復興が国家的な課題である状況で、農業者による前向きな取組を支援するためにも必要不可欠。 さらに、日本再興戦略（平成25年6月24日閣議決定）において、「生産設備の新陳代謝（老朽化した生産設備から生産性・エネルギー効率の高い最先端設備への入替え等）を促進する取組みを強力に推進する」とされているところ。また、平成28年6月2日に閣議決定された「日本再興戦略2016」及び「二</p>		

「ニッポン一億総活躍プラン」においても、「農業の IT 化や自動化を可能な限り進めていくことが重要」、「現場目線で IT やロボットの導入が進められるよう支援する」とされている。

「日本再興戦略 2016」

3. 攻めの農林水産業の展開と輸出力の強化

(2) 新たに講ずべき具体的施策

i) 生産現場の強化

⑤生産現場の周辺にある優れた知見の結集・活用

エ) 革新的技術の導入による生産性の抜本改善

- ・ 労働力不足による成長制約を打開するため、経験の浅いオペレータでも熟練農業者並みのトラクター操作が可能となる GPS 自動運転補助装置の普及を図る。このため、準天頂衛星の 4 機体制が整備される 2018 年までに海外製品よりも大幅に安い製品の市場投入を目指し、メーカー、大学等の共同研究による技術開発を推進する。
- ・ 夜間走行、複数走行、自動走行等により、現行の技術体系の下での土地利用型農業の規模限界を打破する高精度 GPS 等の地理空間情報 (G 空間情報) を活用したトラクターの自動走行システムを実用化する。このため、有人監視下でのほ場内での無人システムについて、2018 年までに製品が市販されることとなるよう、産学の共同研究を支援するとともに、本年度中に安全性確保ガイドラインを策定する。さらに、ほ場間での移動を含む遠隔監視による無人自走行システムを 2020 年までに実現するため、共同研究の一層の推進を図るとともに、関連する制度整備を進める。

「ニッポン一億総活躍プラン」

5. 「戦後最大の名目 GDP600 兆円」に向けた取組の方向

(1) 第 4 次産業革命

第 4 次産業革命を我が国全体に普及させる鍵は、中堅・中小企業である。中堅・中小企業のニーズに寄り添い、現場目線で IT やロボットの導入が進められるよう支援する。

本要望に対応する縮減案	なし
-------------	----

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 農業の持続的な発展</p> <p>《政策分野》 需要構造等の変化に対応した生産・供給体制の改革</p>								
	政策の達成目標	高性能な農業機械等の導入（機械化等投資）を促進することにより、農業の生産性向上を図り、農業者の経営安定及び農産物の安定供給を確保する。								
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで								
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ								
	政策目標の達成状況	平成 22 年～26 年の間に、水稻における 10a 当たり投下労働時間が▲ 5.9 %低減しており、高性能な農業機械等の導入により農業の生産性の向上及び農産物の安定供給の確保に一定の効果を上げている。								
有効性	要望の措置の適用見込み	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>29 年度 (見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象数（台）</td> <td>71,467</td> </tr> <tr> <td>適用件数（件）</td> <td>3,280</td> </tr> <tr> <td>減税見込額（百万円）</td> <td>70</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「租税特別措置法の適用状況の透明化等に関する法律」に定められた適用実態報告書及び「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」では、農業者を特定することが困難である。このため、農業機械の出荷額等から見込額等を算出している。</p>	区分	29 年度 (見込み)	対象数（台）	71,467	適用件数（件）	3,280	減税見込額（百万円）	70
	区分	29 年度 (見込み)								
対象数（台）	71,467									
適用件数（件）	3,280									
減税見込額（百万円）	70									
要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	<p>本特例措置の現行制度については、税額控除と特別償却の選択適用を可能としており、これにより、農業者は機械化等投資を行う初年度の税負担軽減による資金繰りの緩和、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能。このため、農業者の資金繰りにメリット（資金繰りやキャッシュフローの改善）を生じさせる効果があり、機械化等投資へのインセンティブとなる。</p> <p>加えて、本特例措置では、幅広く農業者の設備投資を支援するが、対象設備を一定要件以上のものに範囲を限定することにより、生産性向上に資する機械化等投資に重点化して支援を行う制度運用設計がなされている。</p> <p>拡充要望では、器具備品と建物附属設備を広く対象設備としており、これらは農業の設備投資において取得される割合が高いことから、農業の生産性向上を図り、農業者の経営安定及び農産物の安定供給を確保するためには不可欠な見直しである。</p>									
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<p>設備投資関連の税制として、商業・サービス業・農林水産業活性化税制がある。</p> <p>商業・サービス業・農林水産業活性化税制は、消費税の引き上げも踏まえ、農業の経営の安定化・活性化の取組を支援することを目的としており、認定経営革新等支援機関等による経営改善指導に基づき設備を取得した場合に利用できる税制措置となっている。</p>								

<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p>	<p>(関連する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農畜産業機械等リース支援事業 2,049百万円の内数 ・ 経営体育成支援事業 2,997百万円
<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	<p>本税制措置と同一の目的及び対象要件で交付される補助金等の予算上の措置及び財投による融資制度等は存在しない。 機械化等投資等の農業の生産性向上に係る政策支援については、関係する補助金、交付金、金融等の措置と一体的に講じることにより、政策効果の拡大を図る。</p>
<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>農業者による高性能な農業機械等に対する投資（機械化投資）を促進し、農業の生産性向上の底上げを図るためには、対象とする農業者や農業機械等が限定される補助事業では不十分であり、機械化等投資を計画的に行う意欲と能力のある農業者を幅広く支援できる税制措置が政策手段として妥当。</p> <p>また、農業においては、水稻、園芸等の作物の品種が多数あり、農業者の資金状況や作物の品種毎の業況に機械化等投資が左右されるため、対象者、対象設備等が限定される補助金や財投融資とは異なり、適用条件が一般的な設備の取得であり、対象者を特定しない税制措置による支援が妥当。</p>
<p>ページ</p>	<p>24—4</p>